

1. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

（意見） 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定することに関しては、スキームの検討開始時期時点にすること。

（理由） より多くの化学物質を対象にすべきであるから。

2. スライド2ページ 選定スキームの位置づけについて

（意見） 母集団について、政府によるGHS分類のものに限定せず、REACH規則で有害性があるとされる同等の懸念のある有害性（内分泌かく乱作用など）についても母集団に加えるべきである。

（理由） 市民の生活の安全を守るためには、現行の政府によるGHS分類による毒性だけでなく、EUのREACH規則で、同様の懸念のある物質として、規制対象とされる内分泌かく乱作用も規制対象に入れるべきである。

3. スライド2ページ 選定スキームの位置づけ、GHS分類の使用について

（意見） 今回家庭用品規制法の対象物質の選定について、GHS分類を使用するのであれば、家庭用品にGHSマークを表示することを義務付けるべきである。

（理由） 家庭用品の規制に関して、対象物質の選定に関して、有害性評価について、GHS分類を使用するのであれば、使用が認められた製品であっても、一定の有害性が認められる以上、製品にGHSマークの表示を義務付け、市民にも製品の有害性を認識できるようにすべきである。

4. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見） 情報源1として、・製品含有が検出されたことを報告する論文・報告書、・事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、どのように情報を入手するのか、分からないので、具体的に表記すべきである。

（理由） 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。製品情報を入手する機関、情報入手対象の事業者による使用実態が確認された情報をどのように入手するのか、入手する範囲や方法等を明らかにすべきである。

5. スライド9ページ 暴露のスコア付け（1）について

（意見） 情報源1として、事業者による使用情報（事業者HP、SDS、「身の回りの化学物質」等の事業者による使用実態が確認された情報源）とあるが、化粧品のように全成分

表示している製品以外の主成分しか表示していない製品から、どのように情報を入手するのか、その方法等を具体的に表記すべきである。

(理由) 情報源1からどのように製品情報を入手するのか不明である。全成分表示されていない製品からの情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

#### 6. スライド9ページ 暴露のスコア付け(1)について

(意見) 情報源2として、海外情報&ECサイト(海外で含有実態が確認された製品がECサイト等で販売を確認)とあるが、具体的に海外情報を入手するのか、英語、スペイン語などのサイトなのか、具体的な入手方法を表記すべきである。

(理由) 情報源2からどのように製品情報を入手するのか、スライドのフローチャートでは不明である。入手する海外情報の範囲、どの外国語サイトなのか等の情報入手の方法を明らかにしたうえで、評価すべきである。

#### 7. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、業務用又はニッチな製品とあるが、定義が記載されていないので、定義を明記したうえで、評価作業をすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないため。

#### 8. スライド10ページ 暴露のスコア付け(2)について

(意見) 家庭用品用途の該否の表中、ニッチな製品の係数が0.1で妥当であるかは検討しなおすべきである。

(理由) 家庭用品に該当するかどうか、業務用又はニッチな製品の定義が明らかにされていないので、評価できないことに加えて、ニッチな製品であっても、家庭用品として、頻繁に使用されている場合は係数が妥当かどうかは検討する必要があると考えられるので、ニッチな製品の定義と、係数の妥当性は慎重に検討する必要があるため。

#### 9. スライド13 詳細評価、14ページ 今後の進め方

(意見) 具体的な製品評価が、3年で1物質、2~3物質を同時に進めるとあるが、家庭用品として対象になるGHS区分のある物質が3,283物質あることから考えると、評価作業が遅すぎるのではないかと、予防原則を用い、疑いのある物質については、短期間で評価するなどして、より多くの製品について評価すべきである。

(理由) 提案されている母集団3,283物質全てをリスク評価するというのであれば、評価期間を短縮するために、事業者から報告を求めるなどして、全ての対象物質に関する評価をなるべく早く行い、市民生活の安全性を保障すべきである。

#### 10. 14ページ 今後の進め方

（意見）このスキームを運用するのに際し、進捗状況を管理する委員会を設置し、市民セクターの代表も参加させるべきである。

（理由）家庭用品の規制を速やかに行うために、市民の理解を得るためには、進捗状況を管理する委員会に、利害関係者である市民を代表する立場の者が参加して、市民の信頼を勝ち得るべきだと考える。